

報 告 第 2 号

旧陸軍歩兵第44連隊跡地保存活用検討委員会の検討経過について

「旧陸軍歩兵第44連隊跡地保存活用検討委員会の検討経過」について別添
のとおりご報告します。

旧陸軍歩兵第44連隊跡地保存活用検討委員会

○ 第1回旧陸軍歩兵第44連隊跡地保存活用検討委員会

- ・日時 令和元年6月11日(火) 9時30分から11時30分
- ・議事 ① 「弾薬庫」及び「講堂」の概要
- ② 建物の文化財的価値
- ③ これまでの経緯
- ④ 高知県の考え方
- ⑤ 現地視察などを踏まえた意見について
- ⑥ 今後の検討事項について
- ⑦ 資料作成に必要な視点や注意点についての意見

○ 第2回旧陸軍歩兵第44連隊跡地保存活用検討委員会

- ・日時 令和元年7月23日(火) 10時00分から12時00分
- ・議事 ① 基本的な整備方針
- ② 弾薬庫及び講堂保存の基本方針
- ③ 具体的な修理方法
- ④ 活用及び展示について

○ 第3回旧陸軍歩兵第44連隊跡地保存活用検討委員会

- ・日時 令和元年10月8日(火) 10時00分から12時00分
- ・議事 ① 資料収集方法について
- ② 旧陸軍歩兵第44連隊関連施設の活用について
- ③ 管理運営方法について
- ④ 概算費用及び保存修理のスケジュールについて
- ⑤ 施設の整備方針(案)について

○ 第4回旧陸軍歩兵第44連隊跡地保存活用検討委員会

- ・日時 令和元年10月31日(木) 15時00分から17時00分
- ・議事 ① 旧陸軍歩兵第44連隊跡地保存・活用基本方針(案)について
- ② 検討委員会報告について

新編國語教科書國語分科用紙第一册

國語教科書の目的は、言語の知識を授け、その運用能力を養成することにある。この教科書は、その目的を達成するために、国語の基礎知識と基本技能を系統的に教授することを旨として編纂されたものである。

本書は、国語の基礎知識と基本技能を系統的に教授することを旨として編纂されたものである。本書は、国語の基礎知識と基本技能を系統的に教授することを旨として編纂されたものである。

本書は、国語の基礎知識と基本技能を系統的に教授することを旨として編纂されたものである。本書は、国語の基礎知識と基本技能を系統的に教授することを旨として編纂されたものである。

本書は、国語の基礎知識と基本技能を系統的に教授することを旨として編纂されたものである。本書は、国語の基礎知識と基本技能を系統的に教授することを旨として編纂されたものである。

本書は、国語の基礎知識と基本技能を系統的に教授することを旨として編纂されたものである。本書は、国語の基礎知識と基本技能を系統的に教授することを旨として編纂されたものである。

本書は、国語の基礎知識と基本技能を系統的に教授することを旨として編纂されたものである。本書は、国語の基礎知識と基本技能を系統的に教授することを旨として編纂されたものである。

本書は、国語の基礎知識と基本技能を系統的に教授することを旨として編纂されたものである。本書は、国語の基礎知識と基本技能を系統的に教授することを旨として編纂されたものである。

本書は、国語の基礎知識と基本技能を系統的に教授することを旨として編纂されたものである。本書は、国語の基礎知識と基本技能を系統的に教授することを旨として編纂されたものである。

本書は、国語の基礎知識と基本技能を系統的に教授することを旨として編纂されたものである。本書は、国語の基礎知識と基本技能を系統的に教授することを旨として編纂されたものである。

本書は、国語の基礎知識と基本技能を系統的に教授することを旨として編纂されたものである。本書は、国語の基礎知識と基本技能を系統的に教授することを旨として編纂されたものである。

本書は、国語の基礎知識と基本技能を系統的に教授することを旨として編纂されたものである。本書は、国語の基礎知識と基本技能を系統的に教授することを旨として編纂されたものである。

本書は、国語の基礎知識と基本技能を系統的に教授することを旨として編纂されたものである。本書は、国語の基礎知識と基本技能を系統的に教授することを旨として編纂されたものである。

旧陸軍歩兵第44連隊跡地保存活用検討委員会設置要綱

令和元年5月27日施行

(設置)

第1条 高知市に所在する旧陸軍歩兵第44連隊跡地の適切な保存と活用を目的とし、将来における新たな施設等の整備も想定しつつ、遺存する旧弾薬庫及び旧講堂等の保存・活用、管理等を含めた当面の土地利活用について、各分野の専門家から広範な意見を聴取するため、旧陸軍歩兵第44連隊跡地保存活用検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、専門的な視点から次の事項について検討する。

- (1) 当該跡地の整備及び活用に関すること。
- (2) 旧弾薬庫及び旧講堂の保存及び活用に関すること。
- (3) 展示の内容や資料の収集に関すること。
- (4) 土地及び建物の管理運営に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、学識経験者又は専門的知識を有する者のうちから、高知県教育委員会が委嘱する委員をもって構成する。

- 2 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長及び副委員長は委員の互選により定める。
- 4 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委員が就任を承諾した日から令和2年3月31日までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は委員長が務める。
- 3 委員長が出席できないときは副委員長が代理する。
- 4 会議は公開とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、高知県教育委員会事務局文化財課において行う。

(オブザーバーの招聘)

第7条 委員長が必要と認める場合は、有識者等をオブザーバーとして招聘することができる。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮り、これを定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月27日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

- 3 第5条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、高知県教育長が招集する。

設置要綱第3条 旧陸軍歩兵第44連隊跡地保存活用検討委員会

委員名簿

番号	氏名	役職
1	岡本 桂典	高知県立歴史民俗資料館 副館長
2	坂詰 秀一	立正大学 名誉教授
3	濱田 みゆき	呉市海事歴史科学館 学芸課長
4	三浦 要一	高知県立大学 教授
5	渡部 淳	高知県立高知城歴史博物館長

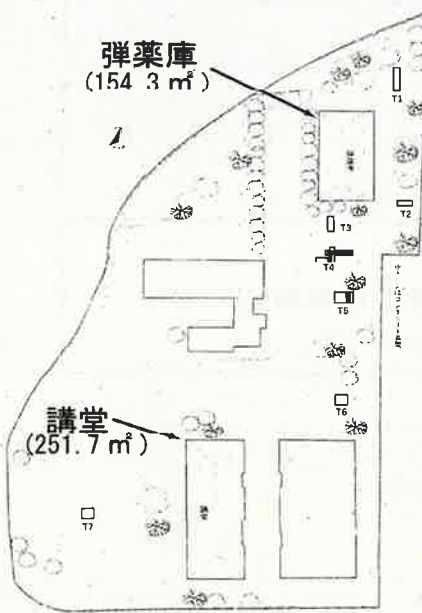
4 4 連隊跡地の保存・活用について

1 44 連隊跡地の概要

- ・国立印刷局高知出張所跡地（高知市曙町二丁目 960 番 3、5,516.94 m²）□
- ・旧陸軍歩兵第 44 連隊の兵営だった敷地の一部で、敷地内に「弾薬庫」と「講堂」の建造物が遺存□

（高知県文化財保護審議会の答申(H30.1.25)概要）□

- ・建造物は、「国登録有形文化財に相当」「県指定文化財に相当」の二つの見解□
- ・本跡地は、「多くの方々が出征していった歴史的にいわれのある場所であり、残すべき価値がある」「隣接する高知大学はまさに連隊の跡地の歴史であり、平和学等の教材として、あるいは学びの場としての意義は十分にある」といった意見が多く出された。

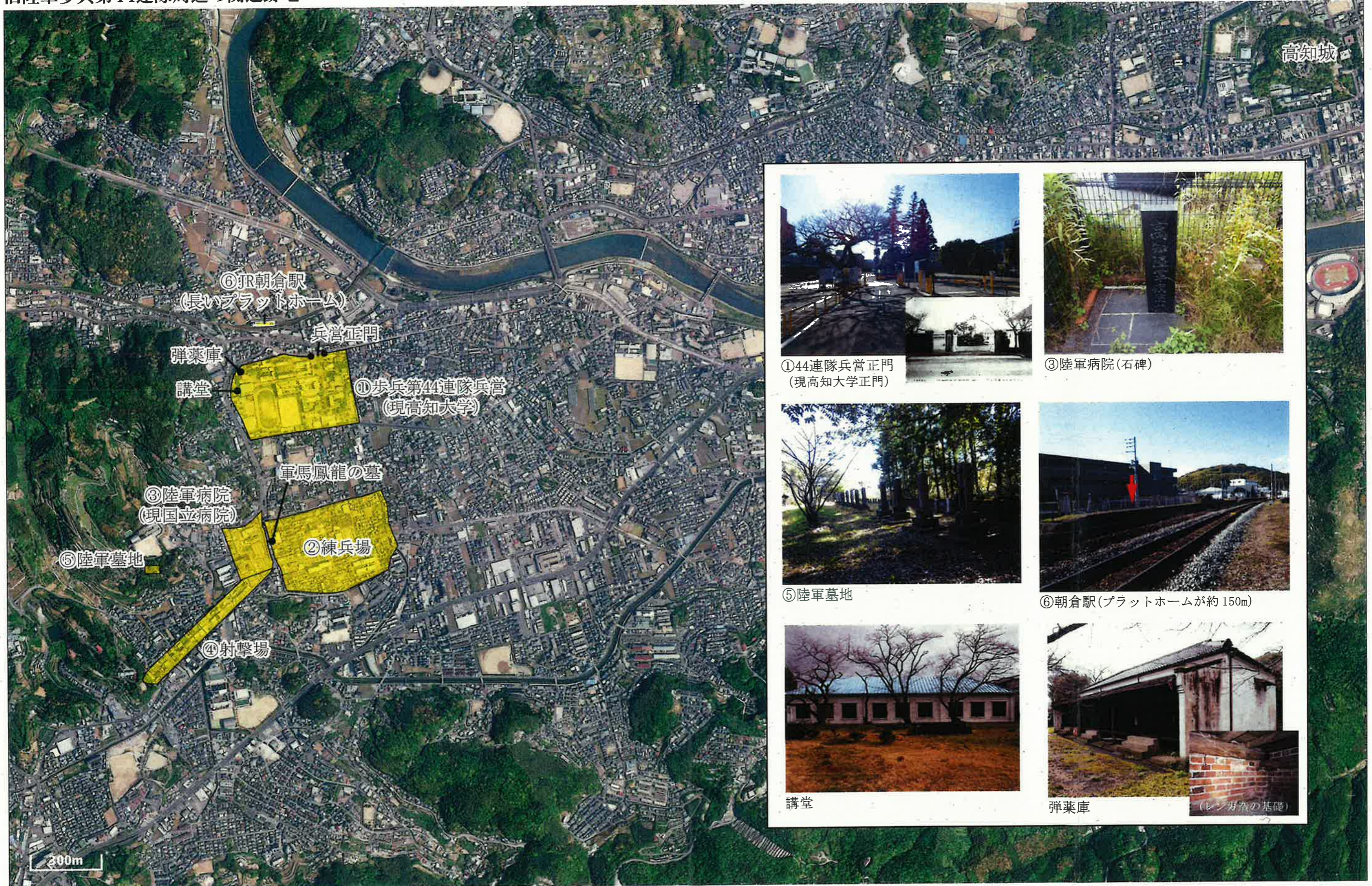


平面図
(5,516.94 m²)



地理院地図—国土地理院（電子国土WEB）

旧陸軍歩兵第44連隊周辺の関連跡地



①44連隊兵営正門
(現高知大学正門)



③陸軍病院(石碑)



⑤陸軍墓地



⑥朝倉駅(プラットフォームが約150m)



講堂



弾薬庫
(レンガ倉の基礎)

高知県の考え方

- (1) 先の大戦からすでに73年が経過し、戦争体験者の高齢化や減少により、記憶の風化が憂慮される現状において、戦争のあった時代である近代から昭和の歴史を後世に引き継ぐことは大変重要なことである。
- (2) 旧国立印刷局高知出張所跡地は、明治30年から郷土部隊である旧陸軍歩兵第44連隊が兵営として利用した場所の一部で、その後、昭和20年までの間に、県内の多くの若者がこの地から出征していった歴史的に重要な場所であり、当該地の歴史を後代に継承することには意義がある。
- (3) 高知県が設置されてから令和3年で150年を迎えることを契機に、現在新たな『高知県史』の編纂に向けた検討を始めており、この新たな県史の編さん過程を通じて、本県の近現代史の資料収集が活発に行われていくものと考えている。将来において、近代から昭和の歴史をきざむ資料館のような施設整備について検討することとなった際には、この場所が最も有力な適地である。
- (4) 当該跡地は、戦争を知らない県民にとって、その史実を知るために大変重要な場所であり、当地を後代に継承することには意義がある。また、将来において県民の気運が高まり、施設の整備を考える際には、最も有力な適地であることから、県が購入することを前提に検討を進めていく。

弾薬庫及び講堂保存に係る基本方針（案）

1. 目的

旧陸軍歩兵第44連隊跡地は、戦争を知らない県民が大半を占めるようになった現在、高知県の近代から昭和の歴史を正しく次世代に伝えていくために、将来における新たな施設の整備を考える際には、適地と考えられ、遺存する弾薬庫及び講堂は、象徴的な建造物となる。

しかし、近代から昭和の歴史をきざむ資料館のような施設整備は将来的な構想であり、当面は44連隊関連資料や当時の時代背景を主題とした施設整備を行うこととし、遺存する弾薬庫と講堂の保存対策を講じる。

2. 弾薬庫と講堂の特徴

弾薬庫は、基礎と軸部のレンガ組積造と小屋組のトラス構造が洋風形式、床組・内壁・天井が和風形式である。講堂は、基礎のレンガ組積造と小屋組のトラス構造が洋風形式、内壁が和風形式である。

このように、遺存する弾薬庫と講堂は伝統的な和風構造形式に、洋風構造形式を取り込んだ明治期の近代和風建造物であることから、特徴を活かした修理・改装を行う。

3. 具体的な基本方針

旧陸軍歩兵第44連隊跡地に遺存する弾薬庫及び講堂の保存における対策とその範囲について、基本方針を以下のとおりとする。

(1) 文化財的価値の維持

[別紙1]

弾薬庫及び講堂は、高知県文化財保護審議会から国登録有形文化財に相当するとの評価があったことから、国の登録有形文化財に登録のうえ、保存を図る。

(2) 保存修理に伴う耐震補強

[別紙2]

弾薬庫及び講堂は、ともに一般公開を前提として、必要な耐震性能の設定を行ったうえで、耐震診断を行い、耐震補強を行う。

(3) 保存修理を行う時期の設定

[別紙3]

弾薬庫及び講堂は、ともに建築当初から改変されている部分があり、確認できる範囲で復原時期を設定し、保存対策を講じる。

具体的な修理方法（案）

1. 【弾薬庫】

	①文化財 指 定	②耐震性能	③時期	④活用		⑤保存修理 概算費用
				公開	概算 費用	
A 案	登録有形 文化財	安全確保水準	確認できる範囲 で推定復原	内外観	工事費 に反映	116,233 (千円)
B 案		復旧可能水準	現状維持	外観		
資料	別紙 1	別紙 2	別紙 3	資料 4		

《A 案》

- ①国登録有形文化財とする。
- ②必要耐震性能は、見学者の安全確保水準に設定し内部を公開する。そのため、見学者に対応できるように床板を補強し、室内の照明器具や説明板により、弾薬庫の特徴を説明する。
- ③内観、外観とも、構造と意匠が残存している箇所は、価値を損なわないよう修復を行う。改変を受けている箇所は、資料により確認できる範囲で復原を目指す。資料がない部分については、他県に残る同様の陸軍施設を参考にする。
- ④南室内壁のレンガ積み構造、中室の建具に残る英語表記や、真鍮扉にみられる歴史的建造物のもつ価値を感じてもらおう。
- ⑤設計：20,108（千円）、工事：96,125（千円）

《B 案》

- ①国登録有形文化財とする。
- ②必要耐震性能を復旧可能水準に設定し、室内は立入禁止としたうえで、一般公開せず、外部から見学をする。
- ③外観のみ、構造と意匠が残存している箇所の修復を行う。改変を受けている箇所は、現状維持又は耐久性や耐震性の向上を目的とした補修を行う。
- ④室外からライトアップし室内の様子を公開する。室内の細部や特徴については、写真パネルを館外に設置し説明する。

2. 【講堂】

	①文化財 指 定	②耐震性能	③復原時期	④活用			⑤保存修理 概算費用
				公開	展示	概算費用	
A 案	登録有形	安全確保水準	確認できる範 囲で推定復原	内外 観	講堂	33,700 (千円)	174,527 (千円)
B 案	文化財	復旧可能水準	現状維持	外観	旧倉庫	34,800 (千円)	
資料	別紙 1	別紙 2	別紙 3	資料 4			

《A 案》

- ①国登録有形文化財とする。
- ②必要耐震性能を安全確保水準に設定し、内部の公開と展示棟として修理改装する。コンクリート床を床板に戻す。
- ③内観、外観とも、構造と意匠が残存している箇所は、価値を損なわないよう修復を行う。改変を受けている箇所は、資料により確認できる範囲で復原を目指す。資料がない部分については、他県に残る同様の陸軍施設を参考にする。
- ④資料 4 の展示レイアウト A 案
- ⑤設計：17,215（千円）、工事：157,312（千円）

《B 案》

- ①国登録有形文化財とする。
- ②必要耐震性能を復旧可能水準に設定し、室内へは立入禁止としたうえで、一般公開せず、外部から見学する。
- ③外観のみ、構造と意匠が残存している箇所の修復を行う。改変を受けている箇所は、現状維持又は耐久性や耐震性の向上を目的とした補修を行う。なお、入口シャッター部については「歩兵第四十四連隊講堂平面図」をもとに木製引違い戸に復原する。
- ④資料 4 の展示レイアウト B 案
 室外からライトアップし室内の様子を公開する。室内の細部や特徴については、写真パネルを倉庫に設置する。

資料の展示・保管について

1. 活用について

- ・ 建造物の構造上、厳密な温湿度管理は不可能であり、劣化が想定される資料は展示しない。
- ・ 保管は、常温常湿で收藏できる資料のみとし、温湿度管理の必要な資料は、高知県立歴史民俗資料館での保管を検討してもらう。
- ・ 展示ケースは気密性の低いノンエアタイトケースとし、温湿度管理の必要な資料は、写真パネルやレプリカでの展示を行う。
- ・ 平面パネルは、現在の朝倉地域を撮影した航空写真の上に、旧陸軍歩兵第44連隊兵営及び周辺の関連施設を配置する。
- ・ 学習室には、イス・机・スクリーンを配置し、学生及び一般の方々向けの講座で使用する。

※ A案で講堂を活用する場合、東西にある窓には、退色の原因となる紫外線を防ぐために遮光カーテンを設置する。

2. 展示内容について

- ・ 展示内容については、「旧陸軍歩兵第44連隊に関する資料や当時の時代背景がわかる資料展示」を基本とする。

A：近代日本の誕生（江戸から明治）

- ・ 概説
- ・ 富国強兵：西洋文明の積極的導入と経済及び軍制の改革（徴兵令）
- ・ 明治の対外戦争：日清・日露戦争と44連隊の誕生

B：近代日本における政治・文化の成熟（大正から昭和）

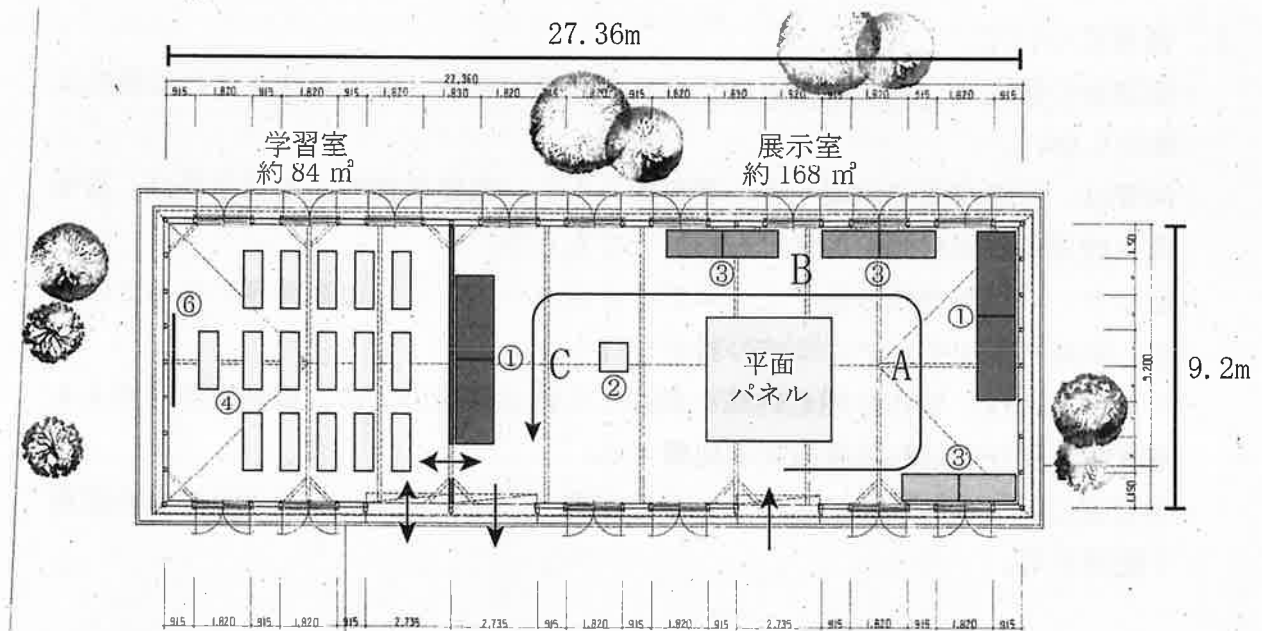
- ・ 概説
- ・ 大正デモクラシー：政党政治の確立と軍縮
- ・ 大正の対外戦争：シベリア出兵と44連隊

C：近代日本の終結（昭和）

- ・ 概説
- ・ 政党政治の終焉と軍部の台頭
- ・ 昭和の対外戦争：度重なる戦争と44連隊、県内の戦争遺跡
- ・ 戦時下の高知

3. 展示レイアウト

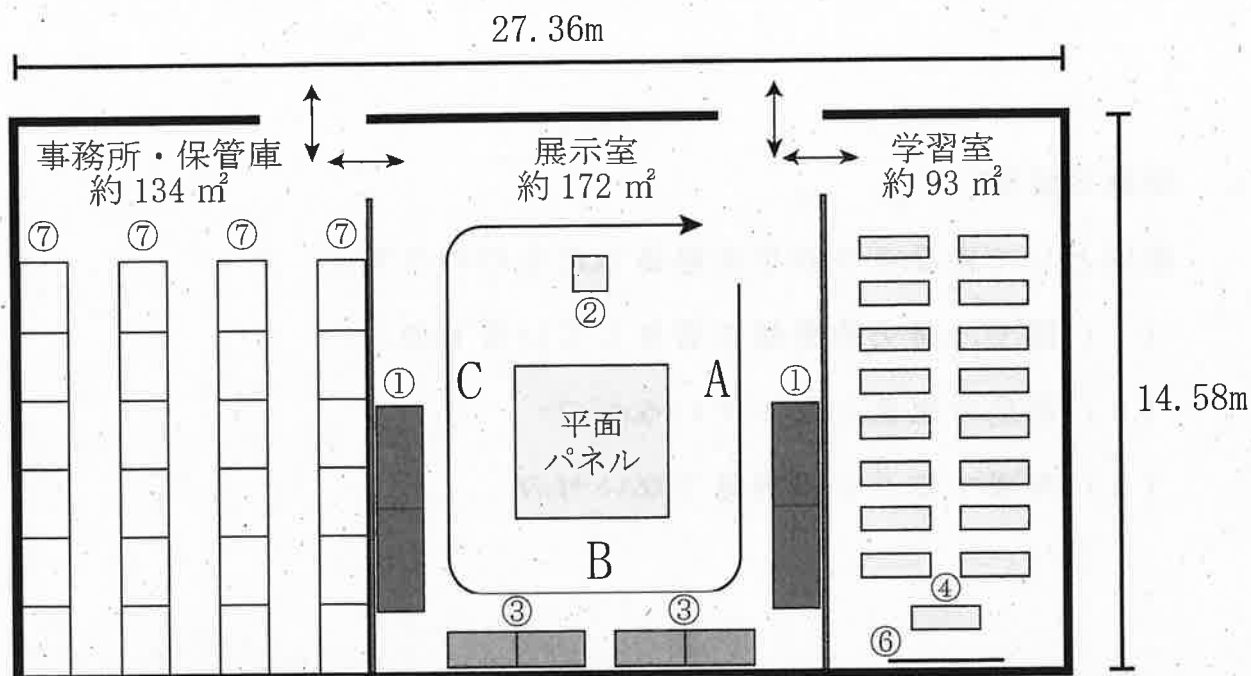
(1) A案 (講堂活用)



【概算費用】

品目	品名	規格	数	単価	小計
備品	① 三面ガラスハイケース	2700W×1200D×2700H	4	2,921,000	11,684,000
	② 行灯型五面ガラスケース	900W×900D×2100H	1	1,509,000	1,509,000
	③ 平面型覗きガラスケース	1800W×900D×900H	6	1,539,000	9,234,000
	④ 会議用テーブル	1800W×600D×700H	16	55,400	886,400
	⑤ 折りたたみイス		50	25,500	1,275,000
	⑥ 天吊りスクリーン120吋		1	90,000	90,000
	平面パネル	4000W×4000D×100H	1	3,630,000	3,630,000
小計					28,308,400
その他一式 (備品小計×10%)					2,830,840
合計					31,139,240
消費税 (8%)					2,491,140
総計					33,630,380

(2) B案 (倉庫活用)



【概算費用】

品目	品名	規格	数	単価	小計
備品	① 三面ガラスハイケース	2700W×1200D×2700H	4	2,921,000	11,684,000
	② 行灯型五面ガラスケース	900W×900D×2100H	1	1,509,000	1,509,000
	③ 平面型覗きガラスケース	1800W×900D×900H	4	1,539,000	6,156,000
	④ 会議用テーブル	1800W×600D×700H	17	55,400	941,800
	⑤ 折りたたみイス		60	25,500	1,530,000
	⑥ 天吊りスクリーン 120吋		1	90,000	90,000
	⑦ スチール製支柱棚	1800W×1250D×2400H	24	154,920	3,718,080
	平面パネル	4000W×4000D×100H	1	3,630,000	3,630,000
小計					29,258,880
その他一式 (備品小計×10%)					2,925,888
合計					32,184,768
消費税 (8%)					2,574,782
総計					34,759,550

登録有形文化財(建造物)

1. 登録の基準

原則として建設後50年を経過したもののうち、

- (1) 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- (2) 造形の規範となっているもの
- (3) 再現することが容易でないもの

※平成29年度高知県文化財保護審議会の答申

弾薬庫、講堂ともに建築時期が明治30年代前半と建築後50年を経過しており、遺存する数少ないレンガ構造の建造物であり、基準の「(1) 国土の歴史的景観に寄与しているもの」に該当すると考えられることから、国登録有形文化財に相当する。

2. 修理等に対する国の補助事業

(1) 登録有形文化財建造物修理補助事業

保存・活用に必要な修理等の設計監理費の2分の1を補助。

(2) 登録有形文化財建造物を活用した地域活性化事業

登録有形文化財建造物を公開活用して、地域活性化を促進するために、保存活用計画の策定や設備整備、耐震対策を行う場合、その事業費の2分の1を補助。

耐震補強までの流れ

『重要文化財（建造物）耐震診断・耐震補強の手引（改訂版）』

文化庁文化財部参事官 より抜粋

1. 耐震補強までの流れ

耐震診断 保存活用計画



耐震補強

※保存活用計画 と 耐震診断 は連携して実施することが望ましい。

・保存活用計画

文化財建造物を価値あるものとして後世に伝えるために、文化財の価値を保存しつつ適切に活用する計画を策定し、計画された保存管理計画のもとに計画的に修理を行っていく。

2. 耐震診断

(1) 必要耐震性能の設定

活用状況や文化財的価値に応じて耐震性能の目標値を設定する。

①機能維持水準

→防災拠点となる官公庁施設や避難施設、橋やダムなどのインフラ施設など、その建造物の機能が失われると社会に大きな影響を与えるものなどが該当する。

②安全確保水準

→大地震時に建造物によって人的被害を出さない水準。内部を公開している建造物ではほとんどこの水準が選択される。

③復旧可能水準

→大地震時に倒壊の危険性があるが文化財として復旧できる水準。小規模で倒壊しても人的被害が出ない。

(2) 構造調査・・・耐震性能を検討するために必要な情報を得る目的で行われる。

- ・現地確認／史料調査→調査の前に地盤や建造物に関する情報の収集。
- ・地盤調査→建造物を支える地盤の正常を把握する
- ・破損調査→建造物の破損状況を把握する。
- ・形状／仕様調査→構造的特徴について行う調査。
- ・物性調査→耐震要素の力学特性等の物性に関する調査。

(3) 耐震性の判定

例えば、安全確保水準が求められる建造物について、構造解析によって大地震時に倒壊する可能性があれば、耐震性を満たしていない判定になる。また、局所的な破壊や非構造物の落下等が発生する危険性があり、被害が人命に危害を与えるものであれば、やはり耐震性を満足していない判定となる。

一方で、復旧可能水準の建造物が、大地震時に倒壊する危険性がわかったとしても、推定される被害内容と文化財的価値及び活用方法を照らし合わせた結果、修理によって文化財的価値が復旧可能で、かつ人命に危害を与える危険性がないと判断できれば、耐震性を満たしているという判断になる。

3. 耐震補強

耐震診断の結果、必要耐震性能に比べ耐震性能が不足していることが明らかとなった場合、耐震補強を検討する。

耐震補強は、文化財の保存に必要な措置の一つであり、文化財としての価値を損なわないよう、下の原則に配慮する必要がある。

○意匠を損なわない

- ・可能な限り見えない位置で行う。
- ・見える位置に補強する場合は、違和感が生じないように配慮する。
- ・できるだけ文化財的価値に与える影響が少ないデザインとする。

○部材を痛めない

- ・構成する部材は、それ自体が文化財的価値を有する物的証拠品であり、できるだけそのままの状態の後世に伝えていく。

○可逆的であること

- ・将来にはもっと良い補強方法が開発される可能性があり可逆的な方法で、実施する。

○区別可能であること

- ・補強部材等の付加物はもともとある部材と誤解されることがないように、区別可能なものとする。

○最小限の補強であること

- ・文化財的価値に与える影響をできるだけ小さくする。

《構造特性に応じた考え方》

- 建造物の構造特性を理解し、構造特性に応じた補強方法を選択する。

弾薬庫及び講堂に遺存する構造と意匠

『旧陸軍歩兵第44連隊弾薬庫等調査報告書』

高知市教育委員会 2016 より

1. 遺存する構造と意匠

(1) 弾薬庫 (別紙3-1)

①主体部

建築当初の構造及び意匠が残存している箇所は、基礎(1)、床組(2)、軸部(3)、小屋組(4)、内壁(7)、天井(8)、間仕切壁(9)、開口部(10)、出入り口(11)である。

屋根(5)は、当初から棧瓦葺であったと考えられるが、昭和50年代に全ての垂木、野地板、棧瓦と、一部の桁、鼻母屋を取り替えたと推定されている。外壁(6)は現在ペンキ塗仕上げとなっているが、本来の塗装は不明である。

②下屋(東側庇)

建築当初の構造が残存している箇所は、基礎(1)と軸部(3)であり、床組(2)と内壁(7)は、記載がなく不明である。

また、屋根(5)は昭和期にセメント瓦に改修されたと推定されており、外壁(6)は記載がなく、改修年代は不明である。

なお、建築当初の図面と考えられている歩兵第四十四連隊(第一号)弾薬庫平面図(高知大学付属図書館蔵)より、前室の間仕切壁(9)の存在や、出入り口(11)には両引戸、階段(12)は木製であったことが推測される。現在、間仕切壁は撤去され、出入り口は木製片引き建具、階段はコンクリート製となっているが、改修年代は不明である。

(2) 講堂 (別紙3-2)

建築当初の構造及び意匠が残存している箇所は、基礎(1)、軸部(3)、小屋組(4)、外壁(6)、内壁(7)であるが、外壁の塗装はペンキ塗仕上げとなっており、改修年代は不明である。

床組(2)、天井(8)、間仕切壁(9)は、旧国立印刷局時代に改修されたと考えられており、本来は床組が木造床組、天井は棹縁天井、間仕切壁は板壁であったことが、歩兵第四十四連隊講堂平面図(高知大学付属図書館蔵)及び遺存する部材の痕跡から推測される。

また、開口部(10)は内側が引違ガラス戸、外側が外開き板戸となっているが、写真から引違腰板ガラス戸のみであったと考えられる。出入り口(11)はシャッターに改装されているが、歩兵第四十四連隊講堂平面図から掃き出し形式の木製引違ガラス戸であったと推測される。

	弾薬庫					
	主体部			下屋(東側庇)		
	現状	時代	推定される明治30年代の姿	現状	時代	推定される明治30年代の姿
1 基礎	レンガ組積造	明治30年代	-	レンガ組積造	明治30年代	-
2 床組	木造床組	明治30年代	-	木造床組	記載なし	記載なし
3 軸部	レンガ組積造	明治30年代	-	袖壁:レンガ組積造	明治30年代	-
4 小屋組	洋風トラス (真東小屋組)	明治30年代	-	該当なし	該当無し	該当無し
5 屋根	棧瓦葺	昭和50年代に改修と推定 (垂木・野地板・棧瓦すべて、 桁・鼻母屋の一部を取替) ※棧瓦葺が鎗瓦、軒丸瓦の 瓦当部分が模様が無いもの になっているため	棧瓦葺	セメント瓦葺	昭和期に改修か	棧瓦葺か
6 外壁	レンガ壁モルタル仕上 ペンキ塗仕上	ペンキ塗は近年	塗装の仕様は 不明	縦羽目板張り	改修年代は不明	記載なし
7 内壁	縦羽目板張り	明治30年代	-	縦羽目板張り	記載なし	記載なし
8 天井	杉板張り(本実剝ぎ)	明治30年代	-	該当無し	該当無し	該当無し
9 間仕切壁	レンガ組積造	明治30年代	-	前室の木製間仕切壁 は撤去されている	記載なし	板壁か (図2より)
10 開口部 (窓)	内:ガラス上げ下げ窓 外:鋼製片開き戸	明治30年代か	-	該当無し	該当無し	該当無し
11 出入り口	内:木製腰高ガラス上 吊り両引き戸 外:ブリキ製両開き戸	明治30年代か	-	木製片引き建具(縦羽 目板)	改修年代は不明	両引戸か (図2より)
12 その他				階段:コンクリート製	改修年代は不明	木製階段か (図2より)

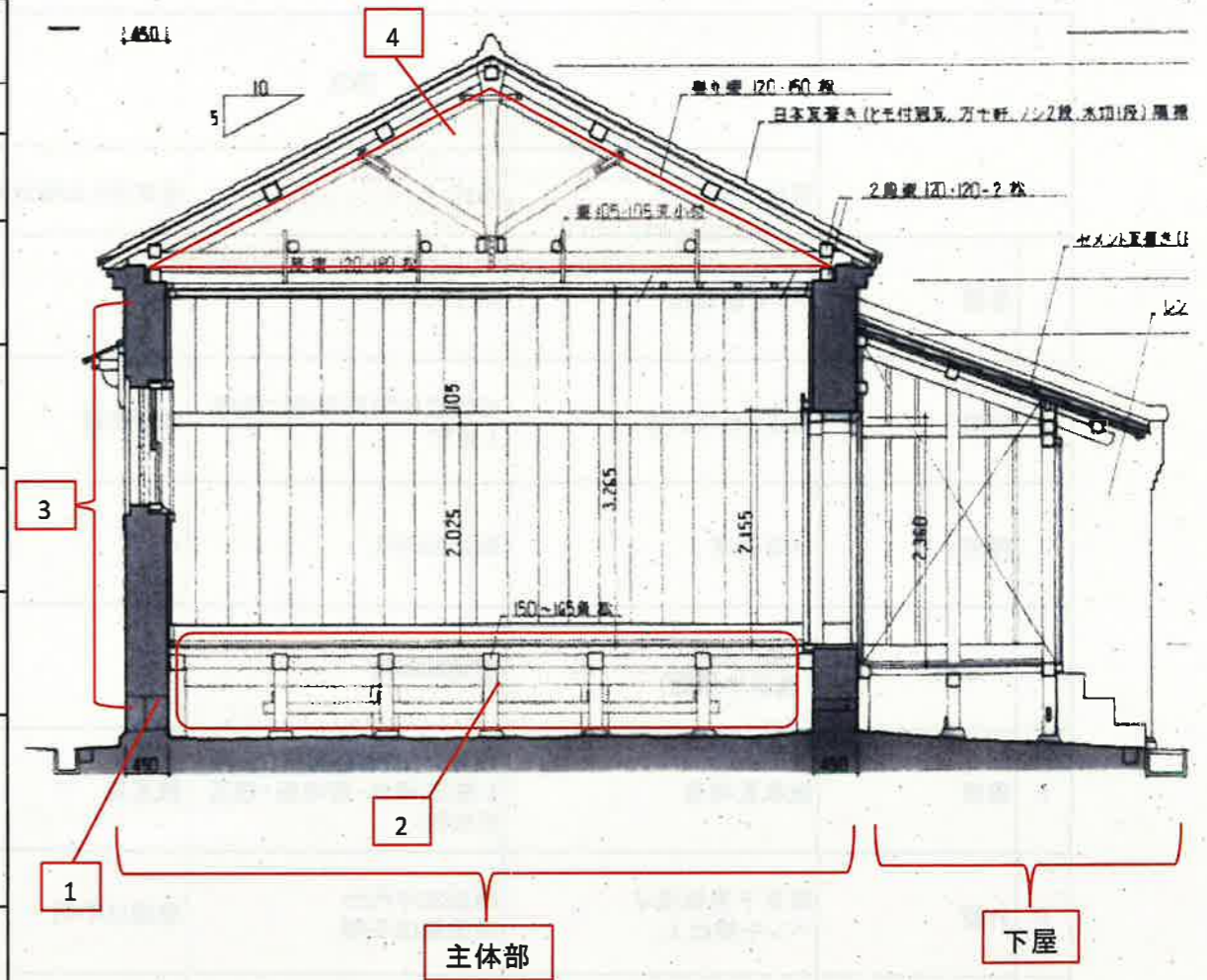


図1.弾薬庫断面図

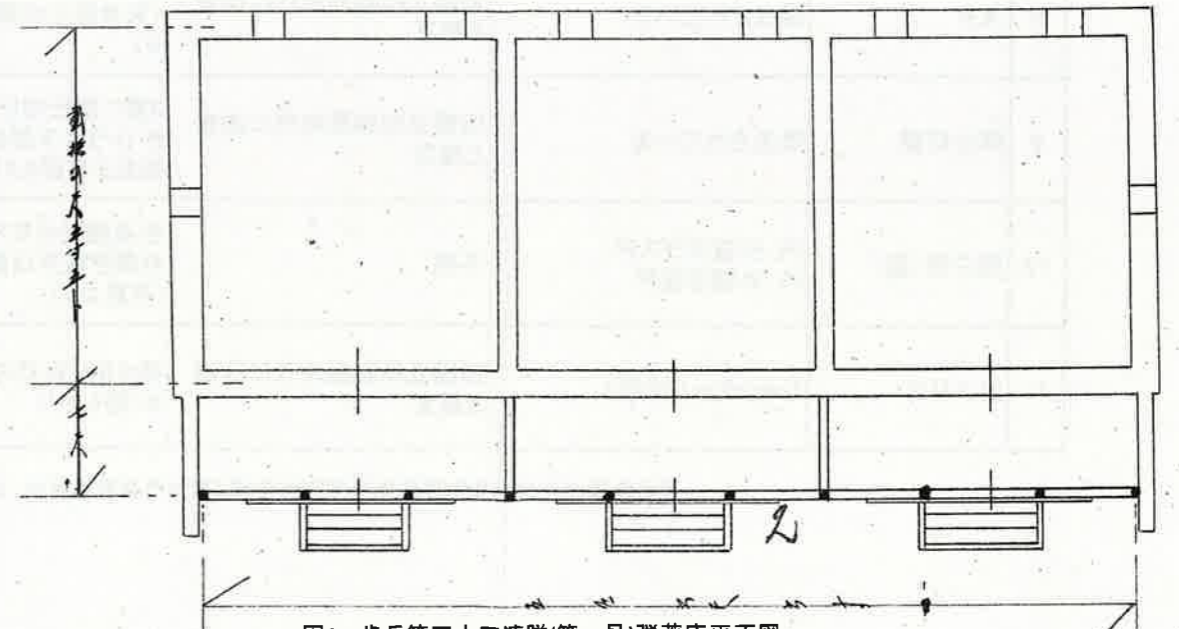


図2. 歩兵第四十四連隊(第一号)弾薬庫平面図
(高知大学附属図書館蔵)※建築当初の図面と考えられる

別紙3-2 遺存する構造と意匠一覧表-講堂

		講堂		
		現状	時代	推定される明治30年代の姿
1	基礎	レンガ組積造	明治30年代	—
2	床組	撤去されている	旧国立印刷局時代に改修と推定	木造床組
3	軸部	木造軸組	明治30年代	—
4	小屋組	洋風トラス (真束小屋組)	明治30年代	—
5	屋根	鉄板瓦葺葺	旧国立印刷局時代に改修と推定(垂木・野地板・棧瓦を取替)	棧瓦葺
6	外壁	南京下見板張り ペンキ塗仕上	明治30年代か ※塗装は不明	塗装は不明
7	内壁	縦羽目板張り	明治30年代	—
8	天井	撤去されている	旧国立印刷局時代に改修と推定	棹縁天井 (天井部分の廻縁の痕跡より)
9	間仕切壁	撤去されている	旧国立印刷局時代に改修と推定	3室に間仕切り、板壁仕上か(トラス下部のほぞ穴痕跡および図4より)
10	開口部(窓)	内:引違ガラス戸 外:外開き板戸	不明	引違腰板ガラス戸のみ 外開き板戸は無し (写真より)
11	出入り口	シャッター(3カ所)	旧国立印刷局時代に改修と推定	掃き出し形式の木製引違戸か(図4より)

『旧陸軍歩兵第44連隊弾薬庫等調査報告書』高知市教育委員会、2016年 による

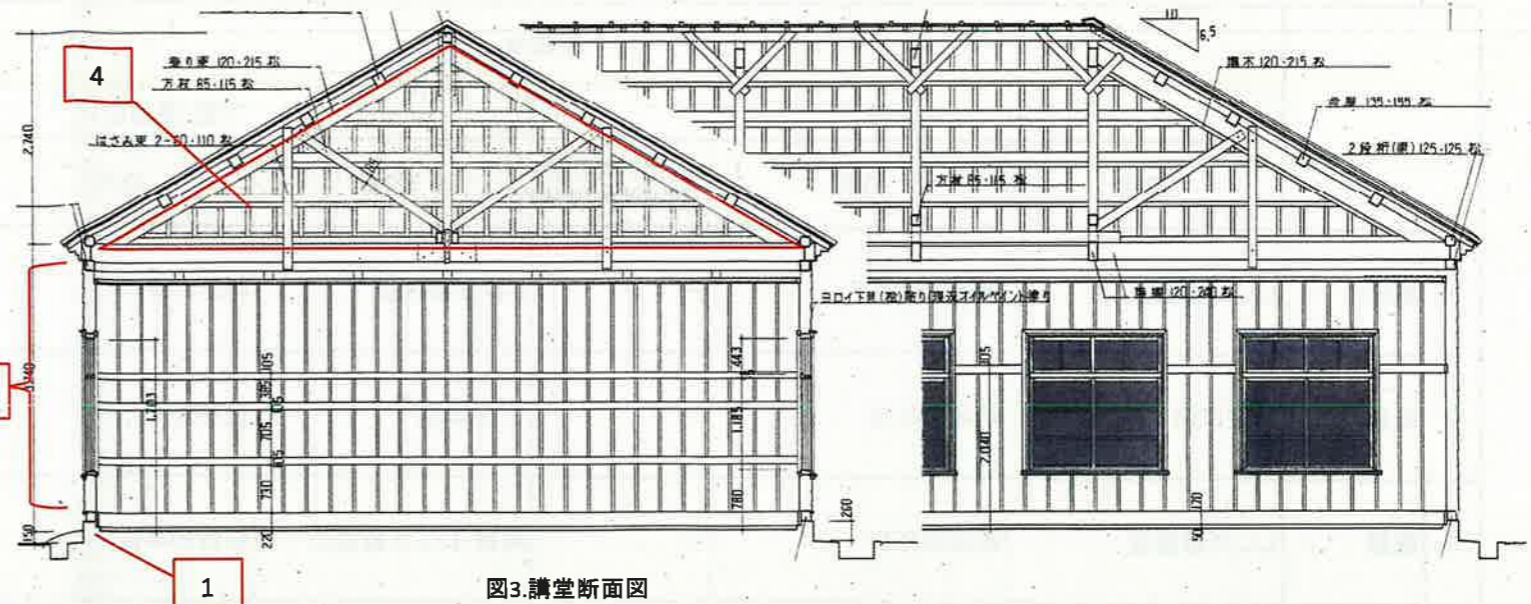


図3.講堂断面図

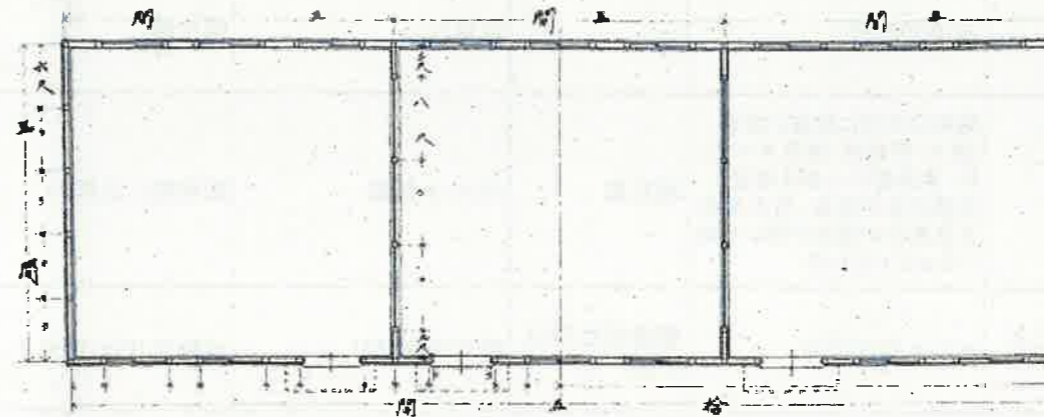
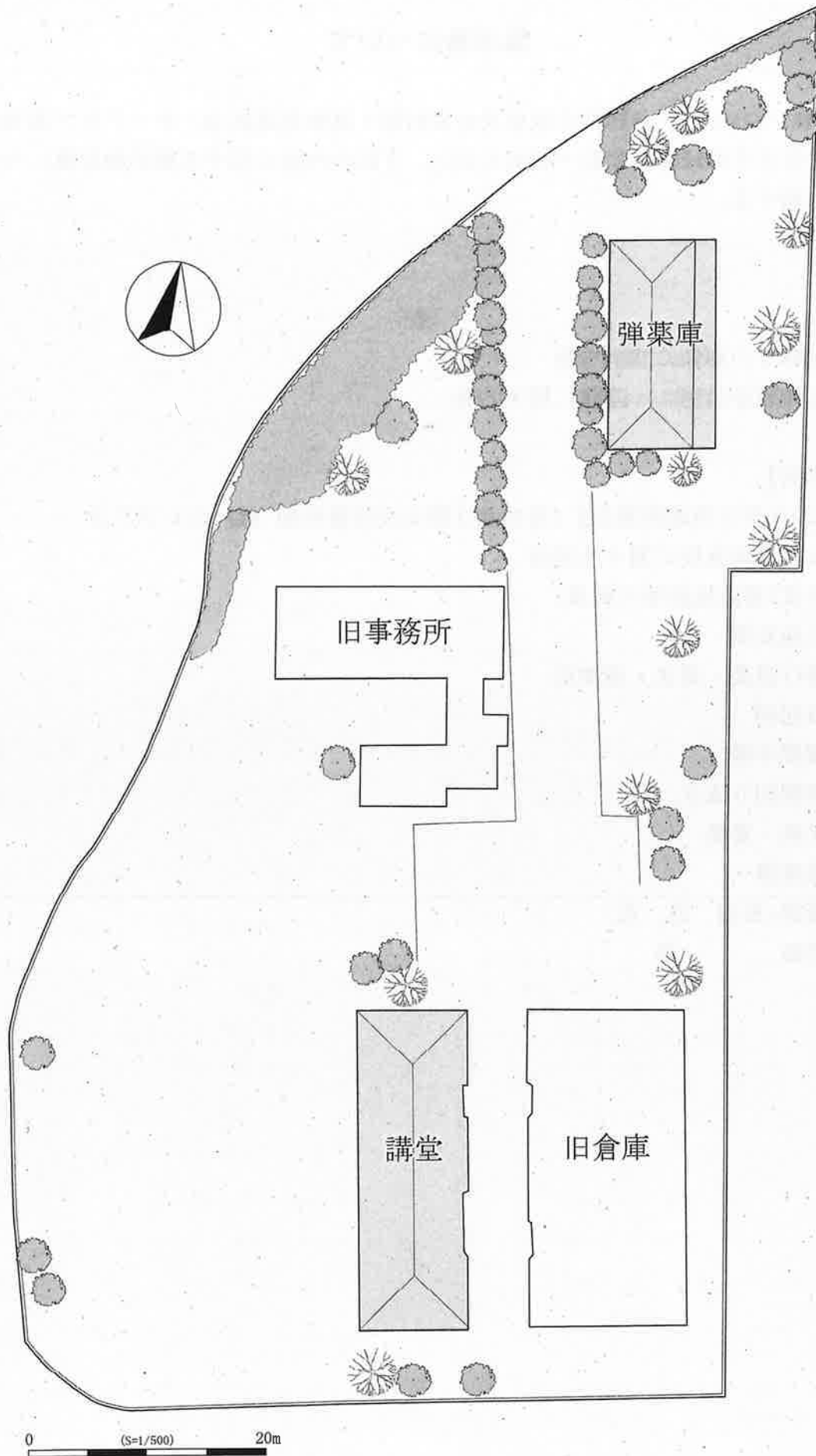


図4. 歩兵第四十四連隊講堂平面図
(高知大学附属図書館蔵)※建築当初の図面と考えられる



写真、「歩兵第四十四連隊 銃剣術」文葉堂発行
(高知大学附属図書館蔵)



旧陸軍歩兵第4連隊跡地 建物配置図

展示物について

展示物については、高知県立歴史民俗資料館・高知県遺族会・オーテピア高知図書館・高知市立自由民権記念館・高知大学に、下記の内容に関する展示物収集について協力を依頼する。

記

- 戦時下の高知に関する物
- 旧陸軍歩兵第44連隊に関する物

【展示例】

- ・『歩兵第四四連隊歴史』（高知県立歴史民俗資料館 蔵）のレプリカ
- ・44連隊施設に関する図面
- ・写真（連隊施設等の風景）
- ・土陽新聞
- ・善行證書・賞状・感謝状
- ・日記帳
- ・軍隊手牒
- ・新聞切り抜き
- ・手紙・書簡
- ・絵葉書
- ・食器（茶碗、皿、盃）
- ・印鑑 等

旧陸軍歩兵第 4 4 連隊関係者インタビュー概要

1 目的

第 1 回旧陸軍歩兵第 4 4 連隊跡地保存活用検討委員会において、委員から「物だけでなく、急ぎ、連隊関係者や家族の持つ記憶を記録して残すことが大切。」との提言がなされた。

戦後 74 年を経て、人々の記憶が徐々に失われつつあり、体験や記憶を次の時代に受け継ぐことが喫緊課題となっていることから、関係者へのインタビューを行い、貴重な証言をまとめ、将来の活用に備える。

2 対象者

下記のいずれかの条件に当てはまる方を対象とし、10 名程度の証言を収集する。

- (1) 旧陸軍歩兵第 4 4 連隊兵営で兵役に就かれた方
- (2) 旧陸軍歩兵第 4 4 連隊が活動していた時期や終戦後（占領下）の兵営の様子を知る方
- (3) 旧陸軍歩兵第 4 4 連隊兵営で兵役に就かれた方のご家族で兵営の様子を知る方

3 内容

(1) インタビュー項目

質問項目	前項 (1) の方	前項 (2) の方	前項 (3) の方
①氏名	○	○	○
②入営された方の氏名			○
③生年月日	○	○	○
④出身地	○	○	
⑤当時居住されていた場所 (住所)		○	○
⑥兵役期間	○		
⑦入営及び退営（除隊）年月日	○		
⑧所属部隊名	○		
⑨兵営での記憶	○		
⑩兵営の記憶		○	
⑪兵営との関係		○	
⑫物心ついてから終戦までの 記憶（時代の記憶）	○		
⑬弾薬庫、講堂の記憶（できればイラスト）	○	○	○

(2) 成果物

- ①証言の録音データ（電子音声ファイル WAV、MP3 ファイル形式）
- ②証言を文字おこしをしたデータ（電子文書ファイル マイクロソフトワード形式）
- ③証言集（印刷物 A4 版 100 部）及び電子ファイル（マイクロソフトワード互換形式及び PDF）

資料収集方法について

1. 資料収集について

(資料の収集、保管、展示等)

第五条 博物館は、実物、標本、文献、図表、フィルム、レコード等の資料（以下「実物等資料」という。）について、その所在等の調査研究を行い、当該実物等資料に係る学術研究の状況、地域における当該実物等資料の所在状況及び当該実物等資料の展示上の効果等を考慮して、基本的運営方針に基づき、必要な数を体系的に収集し、保管（育成及び現地保存を含む。以下同じ。）し、及び展示するものとする。

(中略)

3 博物館は、実物等資料及び複製等資料（以下「博物館資料」という。）に関する図書、文献、調査資料その他必要な資料（以下「図書等」という。）の収集、保管及び活用に努めるものとする。

『博物館の設置及び運営上望ましい基準』

平成23年12月20日 文部科学省告示第165号より

2. 資料収集の考え方

- (1) 先の大戦からすでに74年が経過し、戦争体験者の高齢化や減少により、記憶の風化が憂慮される現状において、近代資料は戦争のあった時代である近代から昭和の歴史を物語る県民共通の遺産である。
- (2) 高知県が設置されてから令和3年で150年を迎えることを契機に、現在新たな『高知県史』の編纂に向けた検討を始めており、この新たな県史の編さん過程を通じて、本県の近現代史の資料収集が活発に行われていくものと考えているが、戦後74年が経過し、資料の散逸が憂慮されることから、早急な対応が必要である。
- (3) 本県では、郷土の歴史・考古・民俗に関する資料等の調査研究、収集、保存、展示を高知県立歴史民俗資料館が行っており、当該資料館が主体となって対象時期や対象資料、収集方法を示す具体的な収集に関する基本方針と計画を策定し、近代資料を収集していくことが望ましい。

【1】 周辺に残る旧陸軍歩兵第 44 連隊の関連施設について

朝倉地区は、旧陸軍歩兵第 44 連隊兵営地と周辺にはそれに関連する陸軍病院や陸軍墓地等の施設が設置されたことから、高知県の近現代史を考えるうえで大変重要な場所であり、旧陸軍歩兵第 44 連隊跡地と周辺に点在する関連跡地にある伝承や残存する遺構について、連携した面的な活用を行う。

(1) 旧陸軍歩兵第 44 連隊の設置

○明治 29(1896)年 9 月…全体計画を公表

《計画》

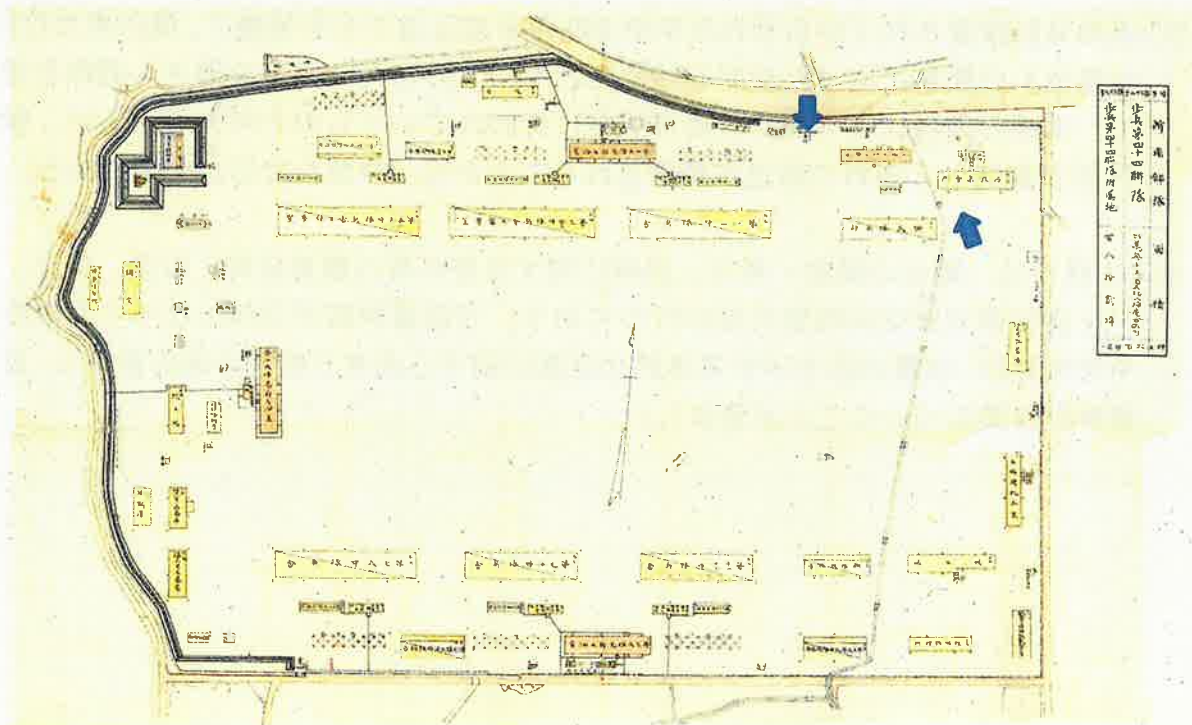
①兵営敷地を朝倉村木の丸神社と同村々役場の間に設けその坪数は 4 万坪余。②練兵場は同村々役場以南県道以西にあって、その坪数 5 万坪余。③病院はその西方にあって坪数 3600 坪余(六十間四方)。④射的場はその南方にあり深田を埋め潰してこれを受け、その坪数 25000 坪余。また、⑤墓地と作業場は西方山腹にあり、水平 4500 坪を切り取り、その内 1500 坪を墓地に、3000 坪を作業場に充てる。陸軍省は兵営敷地以外の土地を買収するものこのを一時に行わず、30 年度にその 4 分の 1 を買収し他は追々着手する。・・・

引用文献：高知市立自由民権記念館紀要第十二号

『歩兵四十四連隊誘致と兵営敷地献納運動』公文豪

(2) 周辺に残る旧陸軍歩兵第 44 連隊の関連遺構

①兵営



- ・大部分は高知大学の敷地になっており、確認できる当時の遺構としては、連隊設置とほぼ同時に構築された庭園が、大学構内の東北隅にあり掘られた池とその中に浮かぶ中島には砂岩製の灯籠が所在する。北東角から正門方向へ向かって約100mのコンクリート塀や正門には築山が残る。また、旧国立印刷局高知出張所跡地に講堂及び弾薬庫が遺存する。



②練兵場

- ・『旧陸軍歩兵第44連隊弾薬庫等調査報告書』の第IV章 文献調査・聞き取り調査では、「ポプラの木がね、端っこに点々とあるだけで、塀も何も無かった。あそこに水路があってね」「北側の水路、その北側はもう練兵所ですわ。あの道からはもう全部見えたわけ。演習の具合が。」との記載があり、現在は宅地化されてはいるが、調査報告書にも記載される練兵場を周囲を巡っていた水路が名残を確認することができる。
- ・県道38号線東側にある祠の敷地内に、軍馬鳳龍の墓が建てられている。軍馬鳳龍は、大正9(1920)年3月22日に歩兵第44連隊に配属されシベリア事変(大正9年～11年)、上海事変(昭和7)年に参加し昭和8(1933)年5月21日に、第44連隊内兵営内で死んだ軍馬の墓であるが、戦後、この地に移したと言われている。



③陸軍病院

- ・独立行政法人国立病院機構高知病院の敷地になっており、北側フェンス沿いに高知陸軍病院跡と刻まれた碑が建てられている。

昭和21(1946)年1月31日

陸軍病院を国立高知病院に改組

平成16(2004)年4月1日 現名称に変更



④射的場

- ・宅地化が進んでいるが地割りは当時の面影をとどめる。『旧陸軍歩兵第44連隊弾薬庫等調査報告書』の第IV章 文献調査・聞き取り調査では、「700メートルは射撃場でしたね。針木の方へ通る道は流れ弾が当たってはいかんの、土塁がね。なぜ、明確に危険であるかないかがわかるといったら、一番高いところの的の木に、赤い旗(射撃訓練実施の目印)をね。陸軍省所轄地とあるにもかかわらず、平常の時には解放されちゃったという感じです」との記載がある。



⑤陸軍墓地

- ・朝倉中学校グラウンド南の道路脇にあるの階段を登ると正面の門柱に陸軍墓地の表札がある。墓地南側の里道との境に「陸軍省所轄地」の標柱がみられる。墓地内には、次の石碑が配置されている。

《将兵の個人墓》

64基の個人墓が二列に整然と並んでおり、四角柱で頂部が四角錐の形態であるが、生前の階級によって墓石の大きさ、材質に差異がみられる。



《日露役戦歿者墓碑》

昭和13(1938)年公布の「陸軍墓地規則」による合葬塔建立の原則を受けて、建立されたと考えられ、竣工式典には、知事、各界の代表が参加し、ラジオでの実況中継も行われるなど大規模な式典であった。

《満州事変戦歿将士合葬之墓》

墓地の西北隅に位置し、昭和8(1933)年9月16日に建立された。

《忠霊塔》

昭和17年(1942)年に建てられたもので、『朝倉陸軍墓地に祀る英霊』によると、日支事変及び大東亜戦争参加郷土編成各部隊の陣没者9818柱と記される。

《軍人勅諭拝受記念碑》

明治天皇の軍人に対する勅諭 50 周年を記念して昭和 7(1931)年に 44 連隊兵営内に建立したもので、敗戦により埋められていたものを昭和 33(1958)年移設した。

⑥ JR 朝倉駅

・旧陸軍歩兵第 44 連隊が各地に出征した駅である。現在も、約 150m を測る長いプラットホームが残る。

大正 13 年(1924) 3 月 30 日 須崎～日下間開通

大正 13 年(1924)11 月 15 日 日下～高知間開通

大正 13 年(1924)11 月 15 日 国鉄朝倉駅開業

大正 14 年(1925) 2 月 5 日 土佐電気鉄道 朝倉駅前停留場開業

大正 14 年(1925)12 月 5 日 須崎～土佐山田間開通

昭和 10 年(1935)11 月 28 日 須崎～高松開通



(3) 旧陸軍歩兵第 44 連隊に関連するエピソード

① 『豹と兵隊』

オスのヒョウ(豹)が昭和 16(1941)年 2 月 28 日、湖北省で歩兵第 236 連隊(別名「鯨部隊」)に保護され、連隊兵士たちはハチと名前を付け可愛がり、ハチもまた兵士たちを慕ったが、戦局が切迫してきたため小隊長であった成岡正久は、ツテをたよって上野動物園に引き取ってもらうことにした。上野動物園でもハチは、人懐っこくおとなしい性格で園内でも有数の人気者であったが、戦時猛獣処分の対象として薬殺された。終戦後に帰国した成岡は、剥製となっていたハチを故郷の高知に連れて帰り、現在は高知県市の図書館「オーテピア」で、展示されている。

「ハチ」題材にした作品等

- ・童話『戦場の天使』
- ・『ハチからのメッセージ』
- ・企画展示「ハチの命展」
- ・「日本動物大賞社会貢献賞」受賞
- ・『豹と兵隊』



②『南国土佐を後にして』

2018(平成30)年4月に、83歳で亡くなったペギー葉山さんの代表曲「南国土佐を後にして」は、もともとは日中戦争のさなか行軍中の土佐の兵士に歌われていた。

「南国土佐」がヒットしたのは高度成長期の1959(昭和34)年で、100万枚超のレコードを売り上げ、土佐観光ブームを生んだ。「南国土佐を後にして 都へ来てから幾歳(いくとせ)ぞ」の歌い出しであるが、元歌は「都」が「中支(中国の中部)」になっていた。

四国出身者らで編成された旧日本陸軍第40師団の歩兵第236連隊、は1939(昭和14)年に編成された3千人規模の部隊であったが、1946(昭和21)年の復員までに2千人以上が死んだとされる。「南国土佐」が部隊で流行し始めたのは1943(昭和18)年ごろとされ、誰が作ったというわけでもなく、自然発生的に生まれたという。元兵士は、「軍歌ではない。古里をしのび、国に残した両親兄弟を思った望郷の歌。」と語る。



(3) よさこい鳴子踊り

終戦直後の高知県は、戦争の傷跡が色濃く残り地震や台風などの災害が相次いだことから、昭和29(1954)年8月10日、沈滞ムードを吹き飛ばし高知市全体が盛り上がる祭りとして第1回よさこい祭りが開催された。

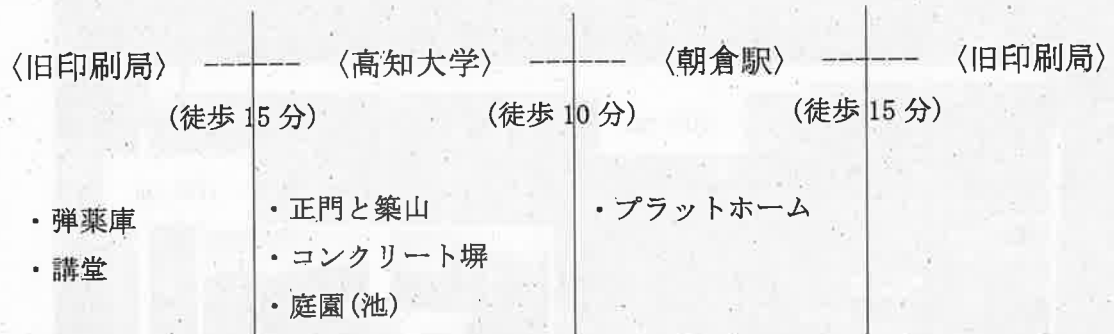
翌年の第2回のよさこい祭り以降、参加団体、人数は増加してきたが、祭りもそれぞれの時代に合わせて年々進化してきた。第4回(昭和32年)にはバンドによる地方車の登場、第9回(昭和37年)には、祭りの様子がテレビ中継された。昭和45(1970)年の大阪万国博覧会では、「日本の祭り」10選の1つとして出演し、昭和47(1972)年にはフランスのニースで海外公演をした。

平成4(1992)年6月、よさこい鳴子踊りに魅了された北海道の大学生により「よさこいソーラン祭り」が開催され、平成11(1999)年の第46回大会からは「よさこい全国大会」が開催されるようになった。よさこい祭りのルールは「鳴子を手に持ち前進する踊りであること」といわれており、これからも高知県らしく自由な発想で形を変えながら発展を続けていくであろう。

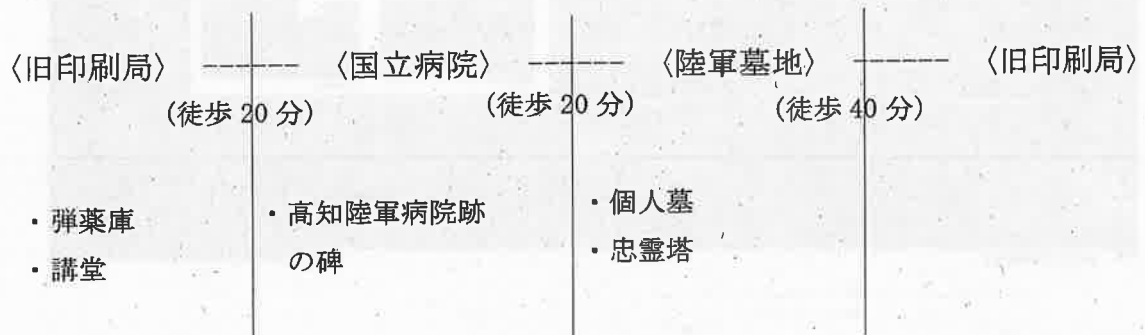
【2】見学コースについて（案）

※いずれのコースも道路脇の水路と水量に多さに着目し、「この水の豊富さこそ」が朝倉の地に、旧陸軍歩兵第44連隊が設置されたことに関係があることを感じる。

①旧陸軍歩兵第44連隊兵営跡地



②陸軍墓地



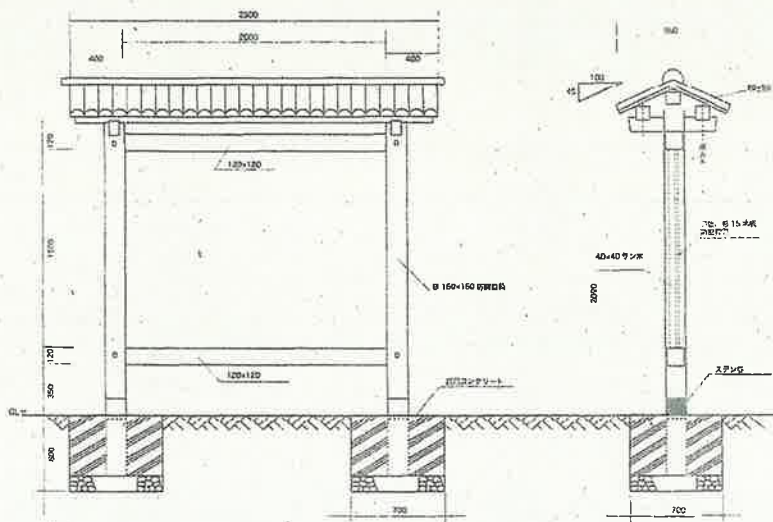
【3】 見学コースの整備（案）

(1) 見学コース案内板及び解説板の設置

- ①旧陸軍歩兵第44連隊兵営地全体の配置図と説明板、周辺の関連施設について各位置と説明をした全体説明板を設置する。
- ②周辺施設については現地にも説明板を設置する。

(2) パンフレットの作成

- ①各施設や現地でみられる遺構について説明をする。



参考：居徳遺跡（土佐市）説明板 設置費用（519 千円）

管理運営方法について

1. 運営方式

(1) 直営方式

全ての管理運営業務を自治体が直接行うが、清掃や警備などの施設維持管理については、民間に業務委託されることが、一般的である。

(2) 指定管理者方式

① 全面委託方式

全ての管理運営業務を、公益財団法人や民間企業、NPO 法人などに指定管理者として委ねる。指定管理者は公募又は非公募で選定され、指定管理期間は3～5年が一般的であるが、それ以上の設定も可能である。

② 部分委託方式

管理運営業務の一部を自治体直営で行い、一部を指定管理者に委託する。例えば、調査研究や資料の収集保存などの学芸業務を自治体直営で行い、広報業務や施設の維持管理業務などを指定管理者に委ねる方法がある。

公立博物館における指定管理者制度の導入状況 (%)

設置者	直営	指定管理者	その他	無回答
全体	68.0	27.0	1.8	3.2
都道府県	46.2	46.2	2.5	5.1
市	71.0	25.0	1.8	2.2
町村	76.1	19.2	0.9	3.8

公立博物館における指定管理者制度の委託先

委託先	比率 (%)
1. 設置者である地方公共団体が出資している公益財団法人及び一般財団法人	55.0
2. 上記 1. 以外の公益財団法人及び一般財団法人	6.3
3. 公益社団法人、一般社団法人	3.4
4. 民間企業	18.6
5. NPO 法人	6.3
6. その他	10.4

公立博物館における指定管理の委託期間 (%)

設置者	3年未満	3年	4年	5年	6～9年	10年以上	無回答
全体	3.0	20.7	9.1	62.4	1.3	2.6	0.9
都道府県	0.6	17.0	17.0	57.6	2.4	3.0	0.6
市	3.9	20.7	5.5	66.4	0.8	1.6	1.2
町村	7.7	35.9	0.0	56.4	0.0	0.0	0.0

公立博物館における指定管理の業務範囲 (%)

設置者	全業務	業務の一部	無回答
全体	75.3	23.3	1.4
都道府県	74.5	22.4	3.1
市	75.0	24.6	0.4
町村	71.8	25.6	2.6

『平成 25 年度博物館総合調査に関する報告書』

平成 29 年 3 月公益財団法人日本博物館協会より

(2) 指定管理者制度導入に関する留意点

- ・ 県の施策全体における施設の設置目的
- ・ 県民に対するサービスの維持と向上
- ・ コスト縮減効果
- ・ 高い専門性や豊富な経験を持つ学芸員の確保
- ・ 新たな学芸員の育成
- ・ 民間企業等による創意工夫の余地

『図書館・博物館等への指定管理者制度導入に関する調査研究報告書』

文部科学省生涯学習政策局社会教育課 平成 22 年 3 月より

(3) 類似施設事例

① 高知県が所管する歴史分野の施設 (別紙 6)

- ・ 高知県立歴史民俗資料館
- ・ 高知県立坂本龍馬記念館
- ・ 高知県立高知城歴史博物館
- ・ 高知県立高知公園

②県外における戦争資料を取り扱う施設（別紙 7）

- ・予科練平和記念館（茨城県稲敷郡阿見町）
- ・姫路市平和資料館（兵庫県姫路市）
- ・舞鶴引揚記念館（京都府舞鶴市）
- ・大刀洗平和記念館（福岡県朝倉郡筑前町）
- ・浦頭引揚記念資料館（長崎県佐世保市）
- ・万世特攻平和祈念館（鹿児島県南さつま市）

2. 運営体制について

(1) 望ましい基準

(職員)

第十三条 博物館に、館長を置くとともに、基本的運営方針に基づき適切に事業を実施するために必要な数の学芸員を置くものとする。

2 博物館に、前項に規定する職員のほか、事務及び技能的業務に従事する職員を置くものとする。

3 博物館は、基本的運営方針に基づきその事業を効率的かつ効果的に実施するため、博物館資料の収集、保管又は展示に係る業務、調査研究に係る業務、学習機会の提供に係る業務その他の業務を担当する各職員の専門的な能力が適切に培われ又は専門的な能力を有する職員が適切に各業務を担当する者として配置されるよう、各業務の分担の在り方、専任の職員の配置の在り方、効果的な複数の業務の兼務の在り方等について適宜、適切な見直しを行い、その運営体制の整備に努めるものとする。

『博物館の設置及び運営上望ましい基準』

平成 23 年 12 月 20 日 文部科学省告示第 165 号より

(2) 運営体制（案）

部門	業務内容	必要な職員
学芸部門	<ul style="list-style-type: none"> ・資料の収集、保存、管理 ・資料の調査研究 ・遺存建造物に関する調査研究 ・資料の展示公開と更新 ・館外活動と連携した企画 ・教育普及事業の企画運営 	収集保存、調査研究、展示公開における専門的な知識と経験を持ち、館外活動にも提案を行うことができる職員
館外活動部門	<ul style="list-style-type: none"> ・学芸部門との連携による見学コースの策定 ・館外活動における見学ガイド ・館外活動での広報と周辺地域との調整 ・館外活動における事故への対応 ・ボランティアガイドの指導育成 	周辺の関連跡地を活用した企画や運営、ガイドの育成を行うことのできる職員

3. 開館形態について

(1) 望ましい基準

(開館日等)

第十二条 博物館は、開館日及び開館時間の設定に当たっては、利用者の要望、地域の実情、博物館資料の特性、展示の更新に係る所要日数等を勘案し、日曜日その他の一般の休日における開館、夜間における開館その他の方法により、利用者の利用の便宜を図るよう努めるものとする。

『博物館の設置及び運営上望ましい基準』

平成 23 年 12 月 20 日 文部科学省告示第 165 号より

(2) 開館形態の考え方

① 開館日・休館日

開館日は、多くの県民が利用できるよう考慮するとともに、展示や施設の適切な管理を行う必要があることから、一定の休館日を設定する必要がある。

全国の博物館（歴史分野）における年間開館日数（％）

開館日数	100日未満	100～149日	150～199日	200～249日	250～299日	300～324日	325日以上	無回答
比率	1.5	1.1	3.2	8.4	23.3	41.4	19.8	1.3

『平成 25 年度博物館総合調査に関する報告書』

平成 29 年 3 月 公益財団法人日本博物館協会より

② 開館時間

開館時間は、管理運営の効率性を考慮するとともに、県民の意向を把握したうえで設定することが望ましい。

全国の博物館における開館時間変更対応

対応状況	変更無し	季節等によって変更	無回答
比率（％）	72.6	26.0	1.4
開館時間変更理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 季節 ・ 時期（夏休みやゴールデンウィーク等） ・ 曜日 ・ 特別展開催 		

『平成 25 年度博物館総合調査に関する報告書』

平成 29 年 3 月 公益財団法人日本博物館協会より

③ 利用料金

館内展示の観覧料については、類似施設の料金を参考としながら検討する必要がある。

全国の博物館における入館料の設定

				平成 25 年度
常設展 料金	有料 (%)			67.7
	無料 (%)			29.9
	無回答 (%)			2.4
大人		平均 (円)	346	
有料 博物館	割引、無料の 設定	幼児	割引 (%)	4.7
			無料 (%)	87.8
		小中学生	割引 (%)	46.4
			無料 (%)	35.4
		高齢者	割引 (%)	20.1
			無料 (%)	18.1
		障がい者	割引 (%)	30.5
			無料 (%)	50.5
		団体利用	割引 (%)	91.0
			無料 (%)	0.1
		学校利用	割引 (%)	16.2
			無料 (%)	45.7

全国の博物館（歴史分野）における入館料の設定

入館料の有無 (%)	有料	65.0
	無料	35.0
入館料 (平均)	312 円	

『平成 25 年度博物館総合調査に関する報告書』
平成 29 年 3 月公益財団法人日本博物館協会より

概算費用及び保存修理のスケジュールについて

1. 概算費用

(1) 弾薬庫

①耐震性能は安全確保水準とし、耐震補強を実施する

②概算費用

設計：20,018（千円）、工事：96,125（千円）

※見積業者による現地調査及び耐震診断を行っていないため、一般社団法人日本建設業連合会関西支部建築委員会建築積算部会による「概算見積手法の解説」及び類例を参考にした上限の概算金額となる。なお、想定される工事内容からみて、実際の金額は下がる見込みである。

③現状の外観確認からの破損状況等による想定工事内容

- ・下屋のセメント瓦の葺替え
- ・主体部屋根の隅棟、軒瓦の破損箇所の復旧
- ・下屋床下部の貫の修理・復旧
- ・外壁モルタル塗装の一部塗り直し
- ・樋の交換

(2) 講堂

①耐震性能は安全確保水準とし、耐震補強を実施する

②概算費用

設計：17,215（千円）、工事：157,312（千円）

※算出方法は弾薬庫と同じく、実際の金額は下がる見込みである。

③現状の外観確認からの破損状況等による想定工事内容

- ・入り口シャッターを木製引き違い戸に復原する
- ・東及び西面の窓の破損箇所修理

2. 保存修理のスケジュール（案）

	弾薬庫	講堂
令和2年度	基本設計に係る内容の検討	基本設計に係る内容の検討
令和3年度	基本設計（耐震診断・補強案検討含む）	基本設計（耐震診断・補強案検討含む）
令和4年度	実施設計	
令和5年度	修理工事	
令和6年度		実施設計
令和7年度		修理工事

※現地調査・耐震診断の結果によっては工程短縮の見込み

施設の整備方針（案）

1. 保存活用の考え方

弾薬庫及び講堂が遺存する旧陸軍歩兵第44連隊跡地は、明治30年から昭和20年まで存在した本県の郷土部隊である旧陸軍歩兵第44連隊兵営の一部であり、戦争を体験した世代にとっても、戦争を知らない世代にとっても、ここから県内の多くの若者が招集され出征していった、その史実を知るために、大変重要な場所である。

このことから、観光施設としての位置付けではなく、周辺に点在する関連施設や戦争体験者の証言をもとに、44連隊の歴史やその時代背景を理解し、実際に残された建造物を見学することで、県内の小中学生を中心とした「戦争の悲惨さと平和の大切さ」を学ぶ場とする。

併せて、既に戦後74年が経過し、戦争体験者とともに遺族の方々も高齢化している現状において、資料の散逸が憂慮されることから、戦争のあった時代を体験した個人個人の「思い」を受け止め、県内に残る戦時資料を収集、記録、保管、展示し、次世代に繋げる。

2. その他

近代から昭和の歴史を後世に引き継ぐことは、大変重要なことであり、資料の収集が進み、将来において県民の気運が高まり、近代から昭和の歴史をきざむ新たな施設の整備を考える際には、最も有力な適地と考えるが、当面は44連隊の歴史やその時代背景を学ぶことができる場として整備する。

旧国立印刷局高知出張所 事務所見取図



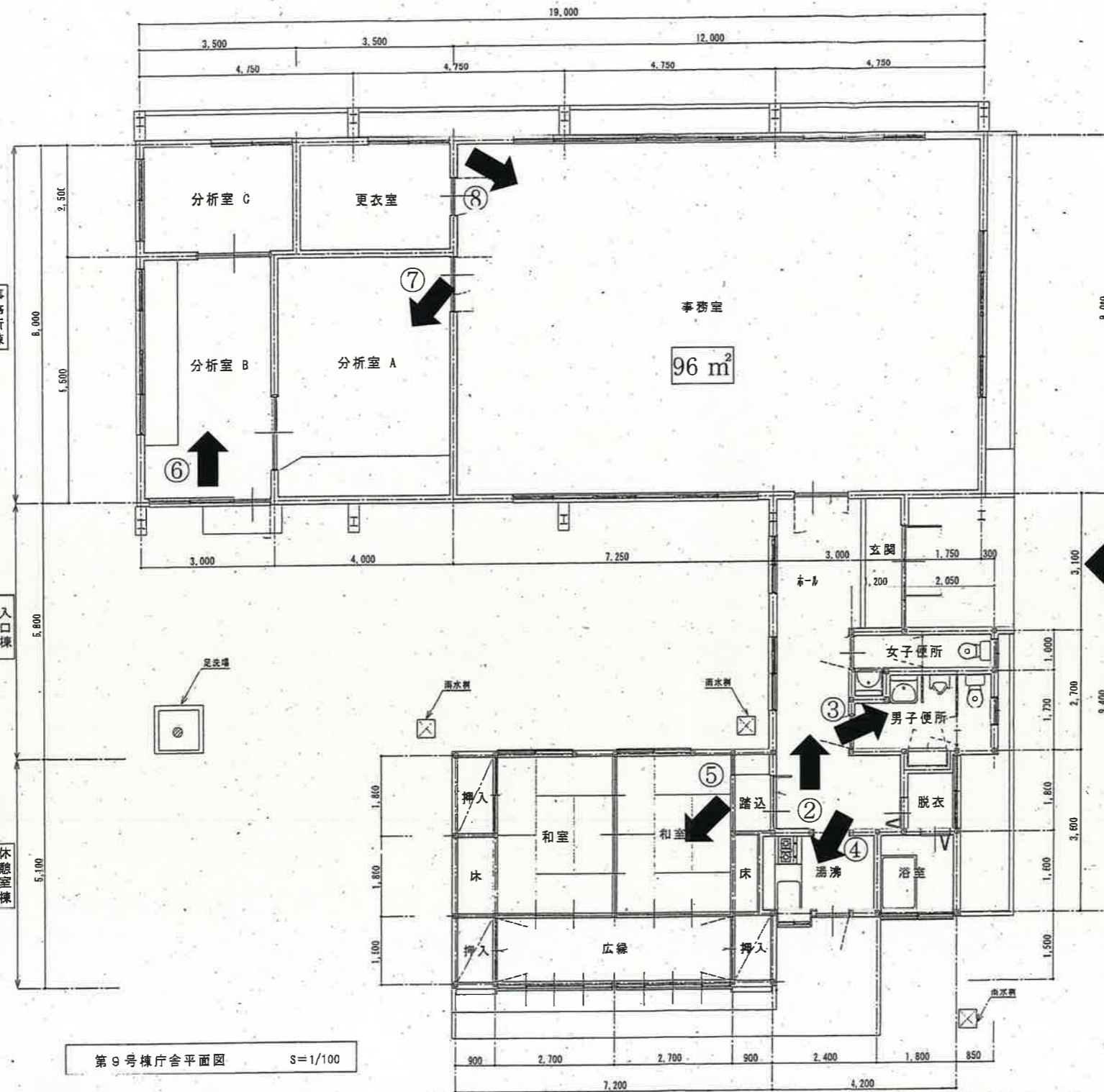
⑧事務室



⑦分析室 A



⑥分析室 B



外観



①玄関

棟	構造・面積	起築年月日
事務所棟	鉄骨造平屋建 長尺好-鉄板瓦葺葺 152.00 m ²	1967年03月25日
入口棟	木造平屋建 長尺好-鉄板瓦葺葺 22.93 m ²	1967年03月25日
休憩室棟	木造平屋建 長尺好-鉄板瓦葺葺 51.84 m ²	1967年03月25日
合計	226.77 m ²	



②ホール



⑤和室



④給湯室



③男子便所

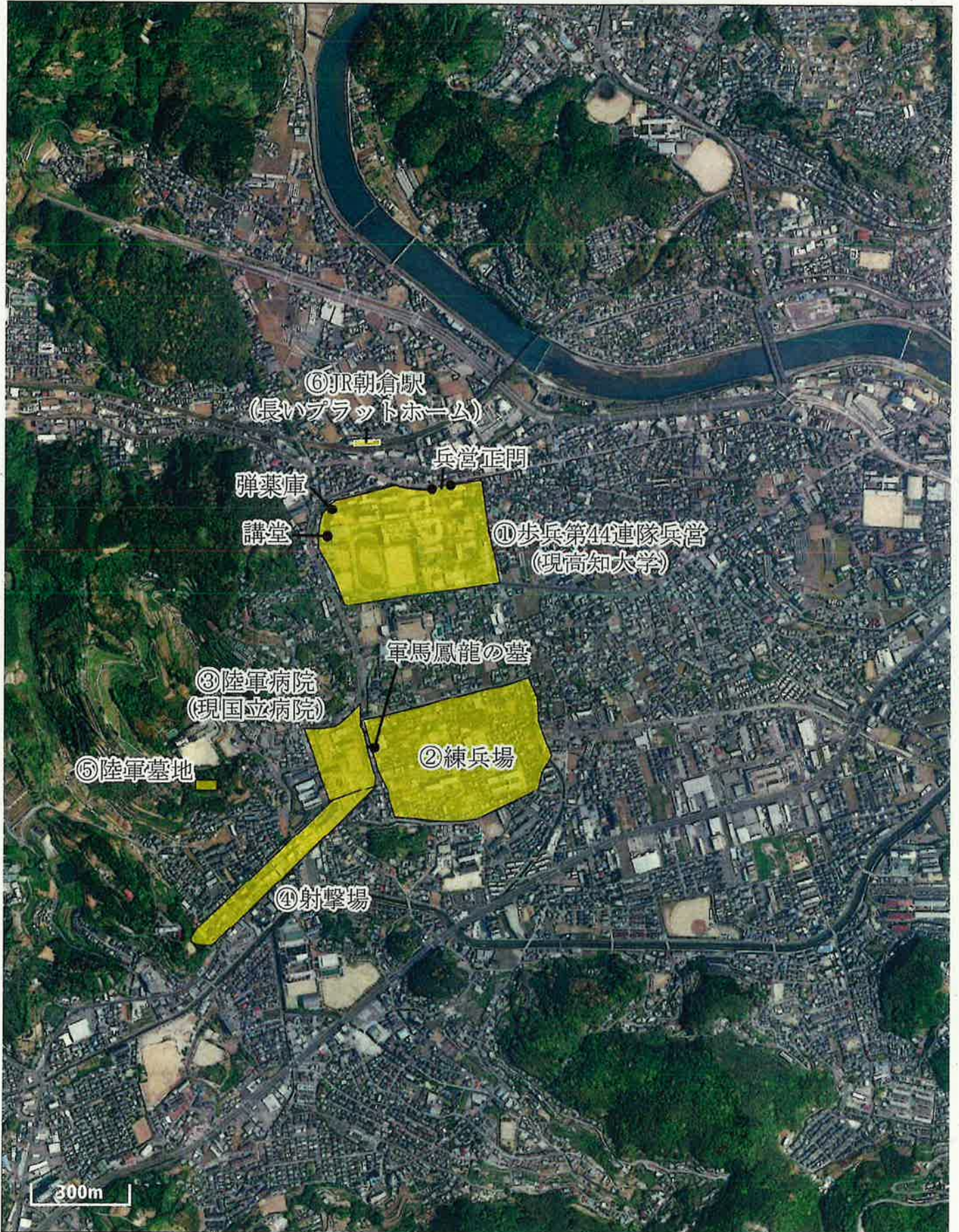
展示の参考事例

別紙1-2

佐世保市浦頭引揚記念資料館ホームページより



旧陸軍歩兵第44連隊周辺の関連跡地





地形図 - 1
伊野
1/20,000 を拡大
明治 39 年 (1906 年)

凡例		
	: 対象地	
この地図は、国土地理院発行の 2 万分の 1 地形図 (伊野) を使用したものである。		

昭和 22(1947) 年





高知県が所管する歴史分野の施設

別紙6

No	施設名称	設置目的	分野	所管課	管理運営 (指定管理者)	指定	職員区分		うち学芸員		学芸員 専門分野
							県派遣	指定 管理者	県派遣	指定 管理者	
1	高知県立 歴史民俗資料館	郷土の歴史・考古・民俗 に関する資料等の調査研 究、収集、保存、展示					4	17	2	4	仏教考古学1 考古学1 民俗学2 美術工学1 日本史 (近世・近代) 1
2	高知県立 坂本龍馬記念館	坂本龍馬に関する資料等 の収集、保存、調査研 究、展示、教育普及	博物館	文化振興課	(公財) 高知県文化財団	直指定	—	19	—	5	国文学・日本史1 日本史 (近世) 1 日本史 (近世末期) 1 日本史 (明治維新) 1 近代美術1
3	高知県立 高知城歴史博物館	旧土佐藩主山内家に伝来 した山内家資料を核とし て、近世から近代まで 至る高知の歴史文化に 関する資料等の保存、調 査研究展示、教育普及			(公財) 土佐山内記念財団		1	31	—	9	日本史 (中世) 1 日本史 (近世) 3 日本史 (近代) 1 日本史 (美術) 2 中国史 (美術) 1 教育普及1
4	高知県立 高知公園	県が、主として歴史的意 義を有する土地を有効に 利用すること等を目的と する都市公園	都市 公園	文化財課	入交グループ 高知公園管理組合	公募	—	11	—	—	
合計							5	78	2	18	

県外における戦争資料を取り扱う施設

施設名 所在地	設置目的	開館 延床面積	管理運営 所管	開館時間 休館日
「予科練平和記念館」 茨城県稲敷郡阿見町	近代日本における海軍航空機搭乗員の養成に大きくかかわった阿見町の海軍飛行予科練習生制度及び海軍飛行予科練習生の姿を次世代へ正しく伝承することにより、歴史への理解を深め、世界の恒久平和の実現に役立てるとともに、地域の教育及び文化の向上並びに地域の振興に寄与することを目的とする。	平成22年 1,409㎡	直営 教育委員会 予科練平和記念館	【開館時間】 9:00～17:00 【休館日】 毎週月曜日 (祝日の場合は、その翌日) 12月29日から1月3日
「平和資料館」 兵庫県姫路市	戦争の惨禍と平和の尊さを後世に伝えることにより平和に対する意識の高揚を図り、平和な社会の発展に寄与することを目的とする。	平成8年 1,139㎡	直営 健康福祉局 平和資料館	【開館時間】 9:30～17:00 【休館日】 毎週月曜日 国民の祝日の翌日 (土日祝日の場合を除く) 年末年始 (12月28日から1月5日)
「舞鶴引揚記念館」 京都府舞鶴市	第二次世界大戦の終結に伴い、海外から本市に引揚げられた人々の足跡を広く後世に伝えるとともに、恒久平和を祈念することを目的とする。	昭和63年 992㎡	直営 産業振興部 舞鶴引揚記念館	【開館時間】 9:00～17:00 【休館日】 毎月第3木曜日 (8月と祝日を除く) 12月29日から1月1日
「大刀洗平和記念館」 福岡県朝倉郡筑前町	大刀洗飛行場関係者の遺品や資料等を保存展示し、大刀洗飛行場とその空襲の歴史を語り、多くの尊い犠牲者を鎮魂、銘記し、伝え語り、世界の恒久平和に寄与することともに、地域の歴史文化を発信する教育施設とすることを目的とする。	平成21年 1,883㎡	直営 企画課 平和記念館	【開館時間】 9:00～17:00 【休館日】 12月26日から12月31日
「浦頭引揚記念資料館」 長崎県佐世保市	太平洋戦争終結に伴い海外から本市浦頭に引き揚げられた人々の足跡を郷土の歴史的遺産として後世に伝え、恒久平和を祈念することを目的とする。	昭和61年 182㎡	委託 市民生活部 市民安全安心課	【開館時間】 [4月から10月] 9:00～18:00 [11月から3月] 9:00～17:00 【休館日】 12月30日～1月3日
「万世特攻平和祈念館」 鹿児島県南さつま市	太平洋戦争末期に特攻という人類史上類を見ない作戦の基地となった本市は、特攻隊員を主とした当時の関係者の遺品や資料等を保存展示することにより、平和の尊さを後世に広く訴えていくとともに、世界の恒久平和に寄与することを目的とする。	平成5年 818㎡	直営 産業おこし部 観光交流課	【開館時間】 9:00～17:00 【休館日】 12月31日、1月1日

県外における戦争資料を取り扱う施設

別紙7-3

施設名 所在地	入館料		入館料免除と減額	その他
	個人料金	団体料金		
「予科練平和記念館」 茨城県稲敷郡阿見町	一般 500円 小中高生 300円	【20名以上】 一般 400円 小中高生 240円	【全額免除】 阿見町内に在住の小中学生、茨城県内の学校で、教育活動の一環として観覧する方、障害者手帳をお持ちの方と付添の方1名、新聞雑誌等の取材、旅行代理店・教育関係者の事前調査【減額】 茨城県外の学校で、教育活動の一環として観覧する方（修学旅行など）	【職員数】 正規職員4（学芸員2） 非常勤職員8
「平和資料館」 兵庫県姫路市	一般 200円 小中学生 50円	【20名以上】 一般 160円 小中学生 40円	・小学校就学前は無料 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保険福祉手帳を提示すると無料。また、介護者1名も無料	【無料入館日】 5月5日（子どもの日） 6月22日、7月22日（姫路空襲の日） 7月22日（姫路市平和都市宣言の日） 8月15日（終戦記念日） 10月26日（太平洋戦争全国空爆犠牲者慰霊の日） 11月23日（勤労感謝の日） 【職員数】 正規職員1、再任用職員3
「舞鶴引揚記念館」 京都府舞鶴市	大人 300円 小～大学生 150円	【20名以上】 大人 200円 小～大学生 100円	・市内在住か在学の学生は無料 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保険福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆手帳を提示すると、半額	【職員数】 正規職員7（学芸員2） 嘱託職員4 非常勤職員4
「大刀洗平和記念館」 福岡県朝倉郡筑前町	大人（大学生以上）600円 高校生 500円 小中学生 400円 障がい者（大人）400円	【15名以上】 大人 500円 高校生 400円 小中学生 300円 障がい者（大人）400円	・小学生未満及び高校生以下の障がい者は無料 ・介護者1名も障がい者割引を適用	【職員数】 正規職員2 嘱託職員5 臨時職員6
「浦頭引揚記念資料館」 長崎県佐世保市	無料	無料		【職員数】 観光協会職員1
「万世特攻平和祈念館」 鹿児島県南さつま市	大人（高校生以上）300円 小人（小中学生）200円	【20名以上】 大人（高校生以上）250円 小人（小中学生）150円	・障害者手帳を提示すると、本人及び介助2名が半額	【職員数】 嘱託職員4

旧陸軍歩兵第44連隊跡地保存・活用基本方針（案）

高知県教育委員会事務局文化財課

1. 基本方針

弾薬庫及び講堂が遺存する国立印刷局高知出張所跡地（以下、「44連隊跡地」という。）は、明治30年から昭和20年の間、本県の郷土部隊である旧陸軍歩兵第44連隊兵営の一部であり、戦争を体験した世代にとっても、戦争を知らない世代にとっても、ここから県内の多くの若者が招集され出征していった、その史実を知るために、大変重要な場所である。

このことから、44連隊跡地の整備については、周辺に点在する関連施設や戦争体験者の証言をもとに、44連隊及び関連部隊の歴史やその時代背景を理解し、実際に残された建造物を見学することで、県内の小中学生をはじめ県民全体が「戦争の悲惨さと平和の尊さ」を学ぶ場として整備する。

併せて、先の大戦から既に74年が経過し、戦争体験者とともに遺族の方々も高齢化している現状において、関係資料の散逸が憂慮されることから、戦争のあった時代を次世代に繋げていくため、県内に残る戦時資料を収集、記録、保管、展示する。

今、明治維新から先の大戦までの戦争のあった歴史を後世に引き継ぐことは、大変重要なことである。44連隊跡地は、将来において県民の気運が高まり、明治維新から先の大戦までの歴史をきざむ新たな施設の整備を考える際には、最も有力な適地と考えるが、当面は44連隊及び関連する部隊の歴史やその時代背景を学ぶことができる場として、以下の考え方を基本とし、整備を行うこととする。

2. 整備活用方法

(1) 弾薬庫及び講堂の保存修理

弾薬庫と講堂については、基礎のレンガ組積造や小屋組のトラス、小屋裏の垂木と野地板などの構造や意匠を残す明治期の近代和風建造物であり、国の登録有形文化財としたうえで、安全性を考慮するとともに歴史的価値を損なわない方法で、保存修理を行う。

具体的には、費用対効果の観点から、弾薬庫は下屋のセメント瓦や破損した主体部屋根の隅棟と軒瓦の葺き替え、講堂は入口シャッターの木製引き違い戸に復原、東西窓の破損箇所修理など、現状の補修と補強を基本とする。

なお、一般公開を前提として耐震補強を行うが、講堂については常時公開を行うかどうか判断のうえ、耐震水準を設定する。

(2) 資料収集

先の大戦から既に74年が経過し、戦争体験者の高齢化や減少により、記憶の風化が憂慮される現状において、戦時資料は戦争のあった時代である明治維新から先の大戦までの歴史を物語る県民共通の遺産である。

高知県が設置されてから令和3年で150年を迎えることを契機に、現在新たな『高知県史』の編纂に向けた検討を始めており、この編さん過程を通じて、本県の明治維新から先の大戦までの戦時資料収集についても活発に行われていくものと考えているが、戦後74年が経過し、資料の散逸が憂慮されることから、早急な対応が必要である。

このことから、対象時期や対象資料、収集方法を示す具体的な収集に関する基本方針と計画を策定し、関係資料の収集を行っていくこととする。併せて、戦争体験者や遺族の方々の証言などの映像記録や証言集を作成するため、聞き取り調査を実施することとする。

(3) 資料公開展示

展示内容については、旧陸軍歩兵第44連隊及び関連する部隊に関する資料や当時の時代背景に関連する資料を基本とする。展示資料は44連隊施設に関する図面や風景写真、当時の新聞記事、賞状や感謝状などの写真パネルやレプリカ、食器類とし、紙資料や繊維資料など劣化が想定される一次資料は使用しない。

また、周辺関連施設を含む平面パネルや年表、展示資料の解説パネルなども設置し、許諾を頂けた戦争体験者や遺族の方々の証言映像を放映する。

(4) 旧陸軍歩兵第44連隊関連施設の活用

朝倉地区は、明治30年に旧陸軍歩兵第44連隊の兵営が設置され、兵営周辺には関連する陸軍病院や陸軍墓地等の施設が設けられたことから、高知県の近代史を考えるうえで大変重要な場所である。

このことから、44連隊跡地と周辺に点在する関連跡地を繋ぐ見学コースを策定したうえで、当該跡地には見学コース案内板を設置する。また、各関連施設跡には解説板を置き、当該跡地と周辺関連施設の一体的な活用を行う。

(5) 管理運営方法

管理運営方法については、県として管理運営を行っていくことを基本とし、費用対効果を検討したうえで、開館日や開館時間、利用料金などを設定するとともに、人員体制の整備を図る。

また、関連資料の収集保存や調査研究、公開展示、周辺関連跡地を活用した企画事業、ボランティアガイドの養成等を行い、県内の小中学生を中心に県民全体が学べる場とする。

旧陸軍歩兵第44連隊跡地保存活用検討委員会(報告)

当検討委員会は、「旧陸軍歩兵第44連隊跡地保存活用検討委員会設置要綱第1条」に基づいて設置され、高知市に所在する旧陸軍歩兵第44連隊跡地の適切な保存と活用、遺存する旧弾薬庫及び旧講堂等の保存・活用、管理等を含めた当面の土地利活用について、多角的かつ慎重に検討を行いました。

検討委員会では、事務局の保存活用案をベースに協議を重ねてきたところで、各委員の意見と様々な提案は、本日の「旧陸軍歩兵第44連隊跡地保存・活用基本方針」に反映されていると思料されます。

今後、整備にあたっては、この基本方針をもとに、関係諸分野で更に検討を重ね、高知県民にとってかけがえのない場所として、適切な整備が行われていくことを期待します。

令和元年10月31日

旧陸軍歩兵第44連隊跡地保存活用検討委員会